平成２１年（フ）第４３１号
新潟市江南区鵜ノ子２丁目６番28号、前住所新潟市江南区亀田本町１丁目５番35号　アルベール本町502号
債務者　齋藤　里美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４７号
新潟市中央区天明町９番12号　天明荘２階７号、前住所新潟市東区中山６丁目７番15号　コーポ神田203号
債務者　五十嵐幸子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４９号
新潟市北区西名目所4109番地６
債務者　茂木正三郎
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６７号
新潟県燕市吉田新町３番27号、前住所新潟県燕市吉田本所112番地７　メイプルヨシダ203号
債務者　砂山　　優
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４２号
岐阜県中津川市坂下259番地２
債務者　今枝　康之
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１５２号
岐阜県恵那市串原2625番地
債務者　三川　浩利
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１５３号
岐阜県恵那市串原2625番地
債務者　三川ペンナパーこと　ＭＩＫＡＷＡ　ＰＥＮＮＡＰＡ
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１６５号
岐阜県多治見市赤坂町２丁目29番地の３
債務者　柴田　博隆
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１７２号
愛知県江南市山尻町大桑56番地
債務者　武藤賢之輔
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８７号
三重県松阪市小片野町2574番地１
債務者　村松　和子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第９６号
京都府亀岡市安町小屋場51番地19
債務者　遠藤三枝子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第４４０４号
大阪府交野市私部西２丁目３番15号
債務者　原田　芳春
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１１４号
大阪市鶴見区放出東３丁目２番５―206号
債務者　中垣　直子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３２８号
大阪市平野区加美東５丁目５番25号
債務者　今野　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３８４号
大阪市西成区太子１丁目２番24号　新ばしハイツ709
債務者　柿見　久和
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７７５号
大阪府東大阪市吉田４丁目２番22―403号
債務者　茂山信夫こと　孫　　**樘**
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７７８号
大阪市西成区出城１丁目９番11号　グランソシエ今宮Ⅱ607号
債務者　塚田　良太
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９５９号
大阪府門真市浜町４番５号
債務者　槇村　正子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部